によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令第20条の３第１項若しくは第２項の規定による読替え後の法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令第113条第５項の規定の適用を受ける法人が記載し、第６号様式別表12に併せて提出すること。

［２・３　略］

第六号の二様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・紫色）（第二三条・第十条の二関係）

［様式　別紙四十　挿入］

第六号の二様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・紫色）（第二三条・第十条の二関係）

［様式　略］

第６号の２様式記載要領

［１～５　略］

６　「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第１項第４号の２イ若しくはハ（政令第６条の24第１号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第23条第１項第４号の５イ、ニ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令第６条の25第１号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

第六号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第二三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙四十二　挿入］

第六号の三様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第二三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙四十四　挿入］

第６号の３様式記載要領

１　この申告書は、法第72条の２第１項第１号又は第２号に掲げる事業を行う法人（同項第１号に掲げる事業と同項第２号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第３号に掲げる事業を行う法人を除く。）が前事業年度又は前連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。）の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。

［２～６　略］

７　「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第１項第４号の２ロ若しくはハ（政令第６条の24第２号又は第３号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第23条第１項第４号の５ロ、ハ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令第６条の25第２号又は第３号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

［２・３　同左］

第六号の二様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・紫色）（第二三条・第十条の二関係）

［様式　別紙三十九　挿入］

第六号の二様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・紫色）（第二三条・第十条の二関係）

［様式　同上］

第６号の２様式記載要領

［１～５　同左］

６　「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第１項第４号の５イ、ニ又はホ（政令第６条の25第１号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

第六号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第二三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙四十一　挿入］

第六号の三様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第二三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙四十三　挿入］

第６号の３様式記載要領

１　この申告書は、法第72条の２第１項第１号又は第２号に掲げる事業を行う法人（同項第１号に掲げる事業と同項第２号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第３号に掲げる事業を行う法人を除く。）が前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。

［２～６　同左］

７　「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第１項第４号の５ロ、ハ又はホ（政令第６条の25第２号又は第３号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。